

年度更新終了後の概算保険料の増減に伴う事務処理について

(1) 委託関係諸届

新規委託の場合

事務組合は年度途中において新しく事務委託を受け、その委託を受託した場合にはその都度次の事務処理を行ってください。

- (イ) 労働保険事務委託書により事業主に承諾の通知をします。
- (ロ) 事業主が新規に委託する場合は、「保険関係成立届（事務処理委託届）」を管轄する安定所又は監督署に提出します。
なお、特別加入者である中小事業主が委託変更（委託換）を行う場合、特別加入者の地位は継続するものとして取り扱われますが、この取り扱いを受けるためには「保険関係成立届（事務処理委託届）」に旧事務組合が委託事業主に交付する「労働保険事務等委託解除通知書」の写しをつけて、10日以内に管轄する安定所又は監督署に提出する必要があります。（旧事務組合と委託を解除した日をもって特別加入から脱退することを希望する場合を除く）
- (ハ) 委託を受託した事務組合は直ちに法定三帳簿（委託事業主名簿・労働保険料等徴収及び納付簿・雇用保険被保険者関係届事務処理簿）の整備をします。

委託解除の場合

事業廃止等により委託を解除する場合は、その都度次の事務処理を行ってください。

※委託事業主の常時労働者数が中小事業主の労働者数を超えた場合は委託解除が必要です。

- (イ) 「労働保険事務等委託解除通知書」により委託事業主に通知します。
委託変更（委託換）の場合、委託事業主が委託解除の日をもって特別加入から脱退することを希望する場合を除き、新事務組合で継続委託の取り扱いが可能となりますが、10日以内に「労働保険事務等委託解除通知書」の写しが必要となりますので委託解除事業主に対して速やかに交付します。
- (ロ) 「労働保険事務処理委託事業主名簿」及び「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿」にその旨を記載します。
- (ハ) 「労働保険事務等委託解除通知書」により委託を解除した旨を管轄する安定所又は監督署に届け出ます。



年度更新終了後の概算保険料の増減に伴う事務処理について

(2) 概算保険料申告の『増・減額訂正』の報告期限と保険料納付

年度更新後、新規委託・委託解除の手続きを行った際は、下記のとおり事務処理を行ってください。（なお、特別加入の脱退等の事由により増・減額訂正を行う必要はありません。）

委託・解除年月日	訂正報告期	保険料の納付
年度更新後 ∪ 9月15日	9月1日 ∪ 9月25日	増額 増額分を2回に分割し、期別保険料2期、3期それぞれに増額し、納付します。 減額 減額分を期別保険料の3期分から順次減額する。提出時点の納入済額により、減額方法が異なります。 1期分が完納の場合で、減額金額が3期・2期分の合計額を超える場合は2期分で調整します。
9月16日 ∪ 12月15日	12月1日 ∪ 12月20日	増減額分を分割しないで、申告済3期分に増減して納付します。
12月16日 ∪ 年度更新	年度更新時	原則、年度更新時に含めて処理します。

※訂正報告期の最終日が土日・祝日の場合は、翌開庁日までとなります。

増額訂正の場合

● 保険関係の成立と同時に事務組合に委託した場合

委託事業主から「労働保険料算定基礎賃金等の報告」又は、賃金見込額の報告を求め、これに基づき「保険料申告書内訳」及び概算保険料の「保険料申告書」を作成し、鳥取労働局労働保険徴収室に提出します。

● すでに個別として労働保険に加入している事業主が年度途中で事務組合へ委託した場合

当年度の確定保険料は、すでに付与されている個別の労働保険番号により、個別加入事業場と同様の申告納付手続きを行います。事務組合の労働保険番号による一括処理は、翌年度の概算保険料の申告納付から行います。

ただし、事業主等の特別加入も併せて事務委託の受けた場合は、個別加入している事業を確定精算し、当該年度から事務組合で一括処理することになります。

● 労災保険の中小事業主等特別加入を希望する場合

(イ) 「特別加入申請書（中小事業主等）」を所轄の労働基準監督署に提出します。

(ロ) 特別加入保険料は委託と同時に、事務組合の労働保険番号により申告納付を行うため、『増額訂正』を鳥取労働局労働保険徴収室へ提出します。

年度更新終了後の概算保険料の増減に伴う事務処理について

減額訂正の場合

● 委託解除の場合

- (イ) 委託を解除した事業主に対して、委託解除日までの確定保険料の算定基礎となる「労働保険料算定基礎賃金等の報告」を求め、これに基づき委託解除事業場にかかる「保険料申告書内訳」及び「保険料申告書」を作成し、鳥取労働局 労働保険徴収室に提出します。
 - (ロ) 委託解除までに支払われた賃金総額により算定した保険料の額が、概算保険料の納付済額より多い場合は、事業主からその差額の交付を受けて納付します。
 - (ハ) 委託解除時までに支払われた労災保険に係わる賃金総額により、一般拠出金を算出して事業主から交付を受け、次期年度更新時に納付します。
- (二) 個別加入による委託解除の場合は、個別加入の手続きについて指導をお願いします。

委託換えの場合

Aの事務組合からBの事務組合に委託を換えたときには、Aの事務組合は『減額訂正』、Bの事務組合は『増額訂正』を提出してください。

なお、月の途中で特別加入の継続委託などを行う場合、特別加入保険料は新旧両事務組合が納付することとなりますので留意してください。

『増額訂正』・『減額訂正』を同時に提出する場合

それぞれ『増額訂正』・『減額訂正』として別々の「申告書内訳」に記載します。

この場合、「保険料申告書」は増減額を比較し、増額分が多い場合は減額分との差額を算出して『増額訂正』とし、減額分が多い場合は増額分との差額を算出して『減額訂正』として、1枚の「保険料申告書」を作成し、鳥取労働局 労働保険徴収室に提出します。

年度更新時における事務処理

年度更新時に作成する「保険料申告書内訳」には、年度中途に行った『増額訂正』・『減額訂正』にかかる事業場も報告します。

なお、12月16日以降の新規委託及び委託解除にかかる事業場は、年度更新に含めて報告します。